

介護保険料、国保税の今後について

3月議会で、介護保険料の据え置きと、国保税のうち「資産割」の段階的廃止についてお認めいただきました。いずれも、主に高齢者の皆さんの負担軽減につながるものです。

介護保険料は、3年に一度改定します。令和3年度から3年間は「第8期介護保険事業計画」の期間です。当初の計算では新しい標準保険料は5,280円ほどと、もとの4,610円から670円ほど上がる計算となっていました。所得に応じた9段階のうち最高額を支払っているかたでは年間14,000円の負担増となる予定でした。しかし、過去に介護保険料をもらいすぎていた際に積み上がっていた基金を早くお返しすることと、他の自治体では一般会計からの繰り入れで賄っている人件費を介護保険の特別会計でみていたこともあり、他の自治体同様一般会計化するなどの工夫をすることにより、第8期の保険料も据え置きの4,610円とすることができました。

国保税の「資産割」は、町内に持つ土地や建物にかかる固定資産税に比例する形で賦課されるものです。町外に持つ土地や建物には課税されず不公平、という意見や、固定資産税との二重取りではないか、などの批判が根強く、議会からも一般質問が出ていた経過があります。国保財政を入念に分析したところ、即座に廃止するのは財政的に困難なものの、段階的廃止なら基金の活用をある程度していくことで可能、という結論となりました。県は令和9年度に全県的に資産割を廃止する方向であり、段階的廃止はその先取りとなります。

御代田町の国保税は高い、というのが一般的な見方かと思いますが、ほかの自治体が資産割の廃止や軽減と同時にほかの3区分（「平等割」「均等割」「所得割」）を値上げするケースが多い中、御代田町は据え置きとなりますので、所得状況によっては他の自治体よりも安くなるケースも出てくるものと思われます。徐々に負担軽減の実感が出るものと思います。

今後も、不断の見直しにより皆さまの負担軽減に努めてまいります。

Shin ri shi

心 理 師

コラム「ココロのカタチ」

Vol.4

「相談が予防につながる」

Oka moto Nao to

岡 本 直 人



普段はエコールみよたにいます

町の心理師、岡本です。

前回も少し触れましたが、今回は「予防」について話します。

心理師の仕事は、多くの場合、何か困ったことが起きてからの対応が中心となります。もちろんそれも重要ですが、学ぶ・育むといった教育的な観点を踏まえると、何か困ったことが起きる前、あるいは困り感が少ないうちに対応することも大切になってきます。問題を改善するだけでなく、子ども・保護者・先生方の健全なところや良いところを見つかったり、伸ばしたり、さらには新しい力を身につけたりすることがポイントとなります。

このような予防の対象は、一部の子どもだけでなく、すべての子どもと、その子どもに関わる大人たちになります。その方法としては、子どもや保護者と直接お話をしたり、関係者が集まって話し合いをしたりするなど、従来の心理業務とさほど変わりませんが、上述のように、困ったこと以外にも積極的に目を向けるところが大きな違いかもしれません。予防的な対応や連携ができると、早期の対応になるので変化が期待しやすく、またその後の支援や連携も取りやすくなるといったメリットがあります。

ただ、「予防」と聞くと、ちょっと面倒くさいですね。「〇〇解消や××病の予防のために△△をする」みたいに、習慣や生活のスタイルなどをすぐに変化させるのは難しいところがあるかと思います。そのため、ここで言う「予防」は、あくまで「気軽にでも気重でも構いませんのでご相談ください」「相談することのハードルを下げて大丈夫ですよ」という意味合いにとどめたいと思います。早いうちに皆さまと繋がれることに越したことはないのです。引き続き、今年度もよろしくお願ひします。

軽自動車税(種別割)および自動車税(種別割)の減免が受けられます!

身体障害者手帳などをお持ちの方が軽自動車または自動車を所有している場合は、申請をすると税の減免を受けることができます。

●減免の対象となる障害

障がいの区分	障害等級	
	障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合
視覚障害	1級、2級、3級、4級	1級、2級、3級、4級
聴覚障害	2級、3級	2級、3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—
上肢不自由	1級、2級	1級、2級
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級	1級、2級、3級
心臓機能障害	1級、3級	1級、3級
じん臓機能障害	1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害	1級、3級	1級、3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
小腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級	1級、2級、3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級

- 知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障がい
- 精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい
- 戦傷病者の方についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

軽自動車税(種別割)に関すること……………町税務課住民税係(32)3126

自動車税(種別割)に関すること……………長野県東信県税事務所0267(63)3135

●減免の手続き

《前年度に減免となっている場合》

手続きは必要ありません。前年度から変更がない限り、減免となります。

ただし、車を買替えた場合などは手続きが必要となります。また、手帳の等級が変更となった場合は減免の対象外となることがあります。そのような場合は必ずご連絡ください。

《新たに減免を申請する場合》

【提出書類】

減免申請書

(用紙は町税務課窓口にあります)

【持参するもの】

- ・障害者手帳など・車検証・印鑑
- ・運転する方の運転免許証
- ・減免を希望する車両の納税通知書(新規の申請・車両の変更の場合)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード等

【申請期限】

5月31日(月)(納期限日まで)

【減免基準】

次のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは仕事のために使用する車のうち1台。

- 身体または精神に障がいのある方の所有する軽自動車など
- 18歳未満で身体または精神に障がいのある方と生計をともにする方が所有し、運転する軽自動車など

※受けられる減免は、軽自動車と普通自動車のいずれか1台です。

令和3年度

軽自動車税は

5月31日(月)が

納期限です

軽自動車税は、毎年4月1日に御代田町に車輛登録がされている軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に送付する納税通知書により、最寄りの金融機関、コンビニエンスストアもしくはスマホ電子決済で納付いただけます。

領収書には車検を受ける際に必要となる「納税証明書」がついていますので、車検証と一緒に保管してください。口座振替をご利用の方には、納付の確認後「納税証明書」を送付します。

なお、「納税証明書」は5月中旬に送付する納税通知書にのっています。督促等にはついていませんので、ご注意ください。また、スマホ電子決済では領収印が押印されません。スマホ電子決済や督促等で納付された場合は、税務課窓口で納税証明書の交付を受けることができます。

問い合わせ先

税務課住民税係

(32) 3126